

物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月1日

多賀町商工会 会長 平塚一弘

物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和4年から始まる物価高騰が今日まで続き、かつ物価が高止まりする中、厳しい経営環境に直面している多賀町内の中小企業および小規模事業者に対し、地域の実情を熟知する商工会が主体となり、事業継続および経営力強化に向けた支援を行うことを目的とし、予算の範囲内で多賀町内の事業者に物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当するものとし、支援金の交付は対象者が複数の店舗または事業を営んでいる場合であっても、同一の事業者に対して一度に限るものとする。

- (1) 多賀町内に事務所または事業所（以下「事業所等」という。）を有する商工業者
- (2) 従業員（雇用保険被保険者）の人数が50人以下の事業者
- (3) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
- (4) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) その他、特段の事情を以って多賀町商工会長が認める事業者

(支援対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、町内の事業所等において実施する次の表に掲げる取組とする。

事業名	内 容
①設備投資による生産性の向上	物価高騰対策としての設備投資による生産性の向上支援
②影響緩和支援	物価高騰の影響緩和を目的とする経費支援

- 2 前項①の取組に係る事業計画は、当該支援金の交付目的に沿った取組であり、かつ、支援対象者の既存の経営に十分な効果が見込めるについて多賀町商工会等の確認を受けなければならない。

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、前条の支援対象事業の実施に要する費用で〔別表1〕に掲げる科目の内容に応じたもの（消費税および地方消費税は除

く。)とする。ただし、国および県ならびに町または他の補助金等の交付を受ける経費は、支援の対象としない。

〔別表1〕

事業名	支援対象経費		対象期間等
①設備投資による生産性の向上	経費項目	説明	交付決定日～令和8年9月30日までに実施完了
	機械装置等購入費	機械装置等の購入	
	機械装置等改良費	既存機械装置の改良	
	機械装置等運搬費	購入機械の運搬	
	改装工事費	店舗等の改装	
	ソフトウェア購入費	専用ソフトの購入	
	システム構築費	情報システム等の構築	
②影響緩和支援	事業活動に要した光熱費（電気、ガス、灯油）		令和7年4月～令和8年3月の1年間

2 前項の支援対象経費は、その支払いを完了したものに限るものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、〔別表2〕に掲げる金額とする。

〔別表2〕

事業名	支援上限額	支援下限額	支援率
①設備投資による生産性の向上	100万円	50万円	1／2
②影響緩和支援	1万円	—	—

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を多賀町商工会長に提出しなければならない。

(1) 設備投資による生産性の向上

- ①物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕交付申請書（様式第1号）
- ②支援対象経費の内訳がわかる書類（見積書等の写し）
- ③事業所等所在地、事業内容等を記載した書類（開業届、確定申告書等の写し）

(2) 影響緩和支援

- ①影響緩和支援金交付申請書兼請求書（様式第2号）
- ②事業活動に要した光熱費がわかる書類（電気、ガス、灯油の領収書等）
- ③事業所等所在地、事業内容等を記載した書類（開業届、確定申告書等の写し）
- ④申請者名義の振込先口座の通帳の写し

2 支援金の交付申請の期間は、令和8年4月30日までとする。

(交付決定の通知)

第7条 多賀町商工会長は第6条第1項(1)①の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3号）を支援事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 多賀町商工会長は、支援金交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金交付対象者に対し、当支援金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 虚偽の実績報告を行ったとき。
- (3) 事務局が行う現地調査に協力をしないとき、または求める資料の提出を行わないとき。
- (4) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 支援金の交付の決定の内容、またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき。
- (6) 支援金を他の用途に使用をしたとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく多賀町商工会長の指示等に違反したとき、もしくは善良な管理者の注意を怠ったとき。

2 多賀町商工会長は、前項の規定により支援金の交付決定が取り消された場合において、既に支援金が交付されているときは、支援金交付対象者に対し、支援金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕の交付の決定を受けた者は、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年9月30日までに多賀町商工会に提出しなければならない。

- (1) 支援対象経費の支出を証明する書類（領収書等の写し）
- (2) 支援対象事業の実施状況がわかる資料（写真等）
- (3) 物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕精算払請求書（様式第5号）
- (4) 申請者名義の振込先口座の通帳の写し（物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕）

2 物価高騰対策支援金〔影響緩和支援〕においては、交付申請を以って実績報告とみなすものとする。

(支援金の額の確定)

第10条 多賀町商工会長は、支援金交付対象者から前条の実績報告を受けた時には、書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援対象事業の実施結果が支援金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該報告書等を受け取った日から30日以内に支援金の額の確定を行い、支援金交付対象者に対して通知するものとする。ただし、支援金交付対象者への確認や修正対応等に時間を要する場合は、この限りではない。

2 多賀町商工会長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、30日以内に支援金の交付を行う。

(関係書類の整理および保存)

第 11 条 支援金の交付の決定を受けた者は、支援金に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿および証拠書類を整理し、かつこれらの書類を支援対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和 8 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第1号

物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕交付申請書

年 月 日

多賀町商工会長 様

申請者

郵便番号	〒 一
住所・所在地	
名称	
代表者職・氏名	

物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 申請者情報

業種	
従業員数（雇用保険被保険者）	人

※従業員数（雇用保険被保険者）が50人以下の事業所等が対象です。

2 支援金の交付申請額

A 支援対象経費 (消費税および地方消費税を除く、千円未満切捨て)	円
B 支援金の交付申請額 (A × 支援率 1/2、上限 100 万円、下限 50 万円、千円未満切捨て)	円

3 連絡先

担当者名	
電話番号（日中連絡がつくもの）	

4 添付書類

- (1) 支援対象経費の内訳がわかる書類（見積書等の写し）
- (2) 事業所等所在地、事業内容等を記載した書類（開業届、確定申告書等の写し）

5 宣誓

私は、本支援金の交付申請に当たり、次のとおり宣誓します。

- (1) 支援対象者としての要件を全て満たしていること。
- (2) 申請書類および証拠書類等の内容に虚偽や不正がないこと。
- (3) 不正受給が判明した場合は、交付を受けた支援金の全額を返還すること。
- (4) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていないこと。

物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕事業計画書

年 月 日

6 経営計画

企業概要	
顧客ニーズと市場の動向	
自社や自社の提供する商品・サービスの強み	
経営方針、目標および今後のプラン	

7 支援事業計画

支援対象事業で行う事業名【30字程度で記載してください。】	
設備投資による生産性の向上の内容【具体的に詳しく説明してください。】	
支援対象事業の効果【設備投資によって、既存の経営に対して、どのような効果があるのか具体的に説明してください。】	

※多賀町内の事業所等で実施される事業に限ります。

※申請者が複数店舗や複数事業を営んでいる場合であっても、当該支援金の交付は同一事業者に対して1度限りです。

8 他の補助金等の申請状況（以下の該当する□にチェックを入れてください）

- 今回申請の経費は、他の補助金等に申請していません。
- 今回申請の経費は、他の補助金等に申請しています。

※申請状況は、申請予定のものも含めます。

→※国、県または町の他の補助金等の交付を受ける経費は、補助対象外です。

9 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考（内訳等）
支 援 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部（消費税および地方消費税を除く）

(単位：円)

科 目	金 額	備考（内訳等）
機 械 装 置 等 購 入 費		
機 械 装 置 等 改 良 費		
機 械 装 置 等 運 搬 費		
改 装 工 事 費		
ソ フ ト ウ エ ア 購 入 費		
シ ス テ ム 構 築 費		
計		

影響緩和支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

多賀町商工会長 様

申請者

郵便番号	〒 一
住所・所在地	
名称	
代表者職・氏名	

物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり影響緩和支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 申請者情報

業種	
従業員数（雇用保険被保険者）	人

※従業員数（雇用保険被保険者）が50人以下の事業所等が対象です。

2 支援金の交付申請額

支援金の交付申請額（支援率1／1、上限1万円）	円
-------------------------	---

3 添付書類

- (1) 事業活動に要した光熱費がわかる書類（電気、ガス、灯油の領収書等の写し）
- (2) 事業所等所在地、事業内容等を記載した書類（開業届、確定申告書等の写し）
- (3) 申請者名義の振込先口座の通帳の写し（見開き1ページ）

4 支援金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
フリガナ 口座名義			

※ 個人事業主は事業主名口座、法人は法人口座限定

多商工会発第 号
年 月 日

様

多賀町商工会
会長 平塚 一弘

物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕交付決定通知書

物価高騰対策支援金交付要綱第7条の規定に基づき、物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕の交付決定を通知します。

記

- 1 支援金の交付の対象となる事業内容は、交付申請書の通りとします。
- 2 支援対象経費および支援金の額は、次の通りとします。

支 援 対 象 経 費	金〇〇〇〇〇〇円（税抜き）
支 援 金 付 定 額	金〇〇〇〇〇〇円

- 3 支援事業実施期間は、次の通りとします。

支援事業の開始日：令和8年 6月 1日
支援事業完了期限日：令和8年11月30日

- 4 支援対象経費の配分およびこの配分された経費に対応する支援金の額は交付申請書記載の通りとします。
- 5 支援事業者は、交付要綱で定めるところに従うほか、支援事業の実施にあたっては多賀町商工会の指示に従うこととします。

物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕実績報告書

年 月 日

多賀町商工会長 様

申請者

郵便番号	〒 一
住所・所在地	
名称	
代表者職・氏名	

物価高騰対策支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり物価高騰対策支援事業〔設備投資による生産性向上〕の実績を報告します。

記

1 支援金の交付確定を受けたい額

A 支援対象経費の精算額 (消費税および地方消費税を除く、千円未満切捨て)	円
B 支援金の交付確定を受けたい額 (A × 支援率 1/2、上限 100 万円、下限 50 万円、千円未満切捨て)	円

2 添付書類

- (1) 支援対象経費の支出を証明する書類（領収書等の写し）
- (2) 支援対象事業の実施状況がわかる資料（写真等）

物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕事業実績書

年 月 日

3 事業実績

支援対象事業名	
設備投資による生産性の向上の取組内容【具体的に詳しく説明してください。】	
支援対象事業の効果【設備投資によって、既存の経営に対して、どのような効果があるのか具体的に説明してください。】	

4 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考（内訳等）
支 援 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部（消費税および地方消費税を除く）

(単位：円)

科 目	金 額	備考（内訳等）
機械装置等購入費		
機械装置等改良費		
機械装置等運搬費		
改 装 工 事 費		
ソフ トウエア購入費		
シス テ ム 構 築 費		
計		

物価高騰対策支援金〔設備投資による生産性向上〕精算払請求書

年 月 日

多賀町商工会長 様

申請者

郵便番号	〒 一
住所・所在地	
名称	
代表者職・氏名	

物価高騰対策支援金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支援金の精算払請求額

請求額（千円未満切捨て）	円
--------------	---

2 支援金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
フリガナ 口座名義			

※ 個人事業主は事業主名口座、法人は法人口座限定